

恵庭市水道事業給水条例の一部改正について

水道部上水道課

1 改正の趣旨

能登半島地震において指定給水装置事業者の確保が困難な状況となったことを踏まえた国からの技術的助言（別紙）及び、水道法施行令並びに水道法施行規則の一部改正に伴う布設工事監督者の資格要件の変更があったことから、恵庭市水道事業給水条例の一部を改正しました。

2 改正の内容

(1) 給水装置工事の施工について

給水装置工事は、事業者からの申請により、市長（地方公営企業管理者）が指定した「指定給水装置工事事業者」が施工することが、災害及び非常時においては、他の市町村や他の市町村が指定した工事事業者も給水装置工事の施行を可能とする改正を行いました。

(2) 「布設工事監督者」の資格要件

自治体職員は布設工事監督者として工事の施工に関する技術上の監督業務を行っていますが、従来、監督者資格として「水道」に関する実務経験のみを資格要件の対象としていましたが、「工業用水道、下水道、道路及び河川分野」に関する実務経験を含めるよう（少なくとも半分は水道に関する実務経験が必要）一部改正を行っています。

また、学歴について、土木工学科（土木科）以外の課程や1級土木施工管理技士（国家資格）を追加しています。

現 行

第1項	分類			実務経験
第1号 第2号	大学卒業	土木工学科 又は これに相当する課程	衛生工学又は 水道工学 上記以外	1 年 2 年
第3号	短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程		3 年
第4号	高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する 課程		5 年
第5号	水道工事に 関する技術上の実務経験のみ			7 年
第6号	大学卒業 (大学院進学)	土木工学科 又は これに相当する課程	大学院で衛生工学 又は水道工学を 1年以上専攻 上記以外を1年専攻	1 年 2 年
第7号	外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を習得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上			
第8号	技術士 (上下水道部門2次試験合格)	上水道及び工業用水道を選択		1 年

⇒

改正後

第1項	分類			実務経験 (水道経験)
第1号 第2号	大学卒業	土木工学科又はこれに相当する課程		3年 (1年6月以上)
		機械工学科・電気工学科又は これに相当する課程		4年 (2年以上)
第3号 第4号	短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程		5年 (2年6月以上)
		機械工学科・電気工学科又は これに相当する課程		6年 (3年以上)
第5号 第6号	高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程		7年 (3年6月以上)
		機械工学科・電気工学科又は これに相当する課程		8年 (4年以上)
第7号	水道工事に関する技術上の実務経験のみ			10年 (5年以上)
第8号	大学卒業 (大学院進学)	大学院で衛生工学 又は水道工学を 1年以上専攻	土木工学科 又は これに相当する課程	2年 (1年以上)
			機械工学科・電気工 学科又は これに相当する課程	3年 (1年6月以上)
第9号	外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を習得した場合、それぞれに規定する 最低経験年数以上			
第10号	技術士 (上下水道部門2次試験合格)	上水道及び工業用水道を選択		1年 (6月以上)
第11号	土木施工管理1級 (2次検定合格)		3年 (1年6月以上)	

(3) 「水道技術管理者」の資格要件

水道事業者の技術上の責任者として「水道技術管理者」を置くこととなっていますが、水道法施行令及び施行規則の変更により、資格要件として、土木工学科の実務経験を追加しました。また、学歴について、1級土木施工管理技士（国家資格）を追加しています。

現 行

第1項	分類		実務経験
第1号	布設工事監督者の資格を有する者		
第2号	大学卒業	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	4年
	短期大学卒業	土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年
	高等専門学校卒業	土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年
	専門職大学前期課程修了	土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年
	高等学校卒業	土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	8年
第3号	水道工事に関する技術上の実務経験のみ		10年
第4号	大学卒業	工学、理学、農学、医学、薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	5年
	短期大学卒業	工学、理学、農学、医学、薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	7年
	高等専門学校卒業	工学、理学、農学、医学、薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	7年
	専門職大学前期課程修了	工学、理学、農学、医学、薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	7年
第5号	外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を習得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
第6号	国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了した者		

⇒

改正後

第1項	分類		実務経験
第1号	大学卒業	土木工学科	3年
	短期大学卒業	土木工学科	5年
	高等専門学校卒業	土木工学科	5年
	専門職大学前期課程修了	土木工学科	5年
	高等学校卒業	土木工学科	7年
第2号	大学卒業	土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	4年
	短期大学卒業	土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年
	高等専門学校卒業	土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年
	専門職大学前期課程修了	土木科以外の工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程	6年
第3号	水道工事に関する技術上の実務経験のみ		10年
第4号	大学卒業	工学、理学、農学、医学、薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	5年
	短期大学卒業	工学、理学、農学、医学、薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	7年
	高等専門学校卒業	工学、理学、農学、医学、薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	7年
	専門職大学前期課程修了	工学、理学、農学、医学、薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	7年
	高等学校卒業	工学、理学、農学、医学、薬学の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	9年
第5号	外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を習得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
第6号	国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了した者		
第7号	技術士 (上下水道部門2次試験合格)	上水道及び工業用水道を選択	1年
第8号	土木施工管理1級 (2次検定合格)		3年

(4) 施行期日 令和7年7月1日から施行